

横手市職員措置請求書

横手市長に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

平成 13 年に告示された「成瀬ダム建設に関する基本計画」と、特定多目的ダム法第 7 条第 1 項の規定により、横手市は、

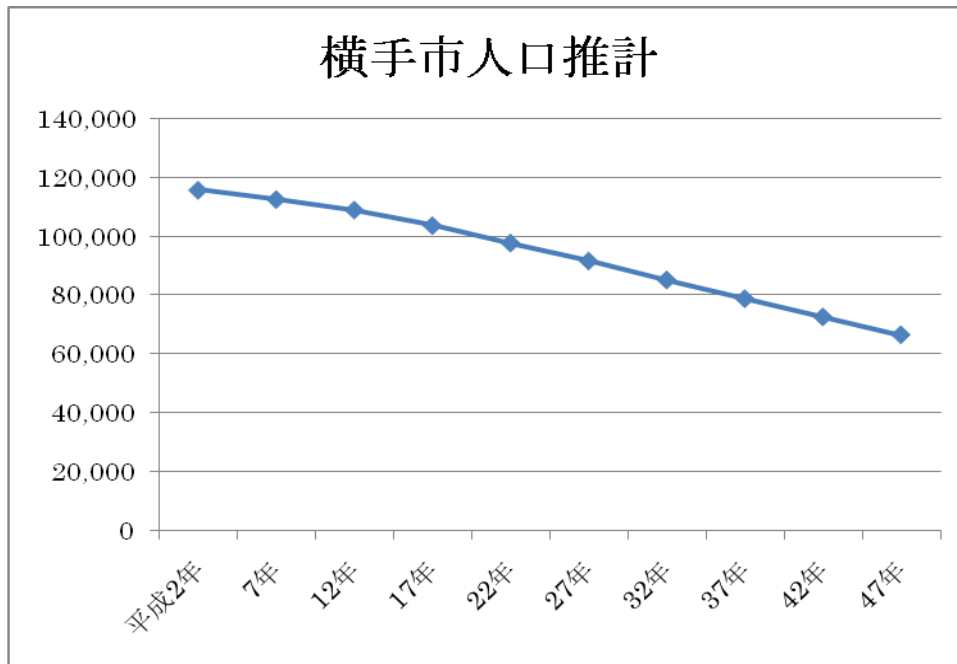
「増田町（水道）の負担額は、建設に要する費用の額に 1,000 分の 1 を乗じて得た額とする。平鹿町（水道）の負担額は、建設に要する費用の額に 1,000 分の 1.4 を乗じて得た額とする。十文字町（水道）の負担額は、建設に要する費用の額に 1,000 分の 1.2 を乗じて得た額とする。」にもとづき、成瀬ダム建設負担金の支払いを強いられています。その後の合併により、横手市は告示以降平成 21 年度までの間に合計 8,200 万円余の負担金を支払いました。

(1) 過大な水需要の見積りで強引な成瀬ダム計画への参画と実際の人口予測

秋田県の HP によれば、横手市の人口予測は下図グラフのようになり、大幅な人口減により水需要も減少が予想されます。しかるに、合併前の関係市町村は人口減による行政効率低下を強調し合併を推進する一方で、世帯構成の変化から一人当たりの使用水量が多くなるなどとして過大な水需要を演出し、成瀬ダム計画に参画しました。実際は、少子高齢化の進行と節水意識の向上、節水器具の普及などによって水需要も減少しています。新たに負担金を払ってまで成瀬ダムの水に依存する必要は全くありません。

■横手市の人口推計（秋田県の統計資料↓から）

<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1265688100602/files/shihyou.pdf>



(2) 横手市の上下水道部のデータ（別表…次頁）によっても、これまでの実績及び今後の予測において水需要の減少が続くことは明らかです。にもかかわらず、成瀬ダム計画参画によって新たに得られる水利権を「消費」するために、過大で無理な計画が設定されています。平成 21 年度からの上水道事業の統合（いわゆる「簡水統合」）によって全体の水量の「不足」が生じるとして

いますが、これまで住民に親しまれ定着してきた地下水などの既存水源や簡易水道を廃止して強引に統合を進めるトップダウン的なやり方は改めるべきです。統合計画の事業拡大は、現実の高齢化や人口減少に矛盾するものであり、膨大なコストと労力増を引き起こし、水道事業経営の悪化へと悪循環を招くことになり、結局は、市財政のさらなる困窮と市民負担（水道料金の大幅値上げ等）の増加となることは必至です。

（３）有収率の向上や水道施設の更新、耐震化こそ急ぐべき

横手市上水道の有収率は80%前後に低迷しており、その原因を究明し早急に改善する必要があります。また、老朽管や石綿セメント管の更新など直ちに改修しなければならないことがあり、現在支払っている成瀬ダム負担金をそちらに廻すべきです。送配水管の耐震化についても各区分ごとの利用効率（ m^3/m ）に対応して堅実に進めるなど、個々の事案設定が確実な経営分析に基づいて行われるべきです。水処理送排水施設等の新設改築あるいは増設等の立案施工についても、国からの補助金設定があるからとその期限を目指してだけ進めていけば、今後10年の推移から市民の明白な負担増となる結果を招くことが予想されます。当面の緊急課題である老朽管などの更新を進めながら、慎重で地道な経営が望まれます。

（４）ふるさとの川を濁りの川にしてはならない

横手市南部を流れる皆瀬川は、今では濁りの川となって流域の住民は「ふるさとの川」という誇りを失ってしまいました。清流成瀬川の価値はお金に代え難い貴重なものです。成瀬川をそのような濁りの川にしてはなりません。成瀬ダムの水利権（ $7,840\text{m}^3/\text{日}$ ）を是とし、それを何がなんでも運用しなければならないという姿勢を改め、予想される人口減に対応する、身の丈にあった水道事業を育てていくことこそ横手市の責務です。

2. 対象となる財務会計行為とその違法性

横手市は、特定多目的ダム法第7条1項により、成瀬ダム事業に対する負担金の支払いを強いられ、すでに平成21年度までに8,200万円余の負担金の支払いを行ってきました。これは、市民の浄財を必要以上に支出したものであり、1. に述べた理由により、地方自治法2条14項、16項、地方財政法4条1項などに違反します。

3. 請求する措置について

- （１）横手市長は、成瀬ダムに関し負担金を支出してはなりません。
- （２）横手市長は、五十嵐忠悦氏に対し、平成21年度の負担金支払い分（8,089,000円）について損害賠償を請求するように求めます。
- （３）横手市長は、市民に上水道計画の全容を明らかにしてください。

以上のとおり、成瀬ダムに係る横手市長の費用負担は違法・不適切なものであり、現実にあった見直しを行い、支出の停止を求めます。

4. 請求者

別紙のとおりです。

以上、地方自治法242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成22年11月25日

横手市監査委員 様